



裁判は本案審理へ 今後の裁判にも注目を

十月十四日、第5回期日が行われました。口頭弁論では一五〇ページに及ぶ準備書面に基つき、浅岡弁護士が気候災害の被害について、小島弁護士が地球温暖化による漁業への影響について陳述しました。

被告である国は、訴訟要件に関する準備書面の提出のみで、口頭陳述はしていません。今回、裁判長はこの問題の性質上、訴訟要件のあるなしに関わらず、本案の審議をすることが望ましい」として、被告に対して事実関係の認否は次回までに、実態に対しての反論は次々回までに出すよう求めました。

この間の裁判は、常に原告とサポーターで満席となり社会の注目を集めました。小島弁護士団長は、世の中の関心の高まりや、傍聴席からのプレッシャーを受けて、裁判長も本案審理に踏み切ったのではないかと話しています。訴訟提起から1年5カ月が経ち、多くの支援があつたからこそ、本案審理に進むことができたのです。

一方、裁判長は被告側に反論のための十分な検討時間の猶予を与えています。次回は3カ月後の一月二十二日、次々回はゴールデンウィーク明けの五月十七日です。持久戦のような裁判ですが、今後の裁判の行方も、多くの人たちが関心を持ち続けることが大きな鍵になると言えそうです。

十月二十六日には首相が所信表明演説で「2050年ゼロエミッション」を宣言するそうです。横須賀の石炭火力発電所の工事続行や運転が正当化されるなら、「ゼロエミッション」への道も、気候危機回避の道も程遠いものとなるでしょう。裁判の結論を待たず、中止の判断をしてもらいたいものです。

次の裁判も注目！！

第6回期日

日程：2021年1月22日（金）14:00～

場所：東京地方裁判所103号法廷

第7回期日

日程：2021年5月17日（月）14:00～

場所：東京地方裁判所103号法廷

新型コロナウイルス感染拡大への対応で、この間裁判の傍聴人数は3分の1程度に制限されています。今後も裁判所の判断で予定が変更となることをご了承ください。また、現時点では、両日とも裁判終了後に、日比谷図書文化館大ホールで勉強会・報告会（15:00～16:30）を行う予定ですが、変更となる場合もあります。直前に以下のホームページなどで開催をご確認いただきますようよろしくお願いします。

<https://yokosukaclimatecase.jp>

横須賀市が意見募集 新環境基本計画策定で

横須賀市は、新たな「環境基本計画」と「地球温暖化対策実行計画」の検討のため、市民の意見を募集しています。形式は自由です。締め切りは10月30日（金）まで。気軽に意見を出しましょう！

郵便：「〒238-8550 環境企画課」

Email: ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

ファクス：046-821-1523

目次

次の裁判予定	1
第五回期日報告	2
JERA「ゼロエミッション2050」	4
ハイランド住民アンケート結果	5
容量市場 石炭温存補助金	6
活動報告	6



第5回期日報告：裁判長がついに決断。本論審理へ

第5回期日は10月14日に行われました。これまで、被告（国）が答弁する処分性や原告適格など訴訟要件の議論で足踏みしていましたが、今回、裁判長が訴訟要件と平行して本案審理に進むことを提示。裁判がようやく一歩前進しました。

裁判長を後押ししたことの一つに、原告の思いが詰まった膨大な準備書面があげられるでしょう。弁護団は第5回期日に先立ち、153ページに及ぶ準備書面6(1)～(3)と100点もの証拠書類を提出しているのです。いかに気候変動が深刻な状況にあるか、石炭火力発電所から温室効果ガスを追加的に排出することがいかに深刻な気候災害をもたらすか、また地球温暖化に起因する漁業への影響がいかに深刻な状況か、特

に横須賀周辺での漁場の実態などをふまえて訴えており、こうした影響調査や予測を怠った環境アセスメントの問題を指摘しています。ここでは、原告準備書面6の内容の一部をご紹介します。

一方、被告（国）が提出した準備書面は、相変わらず環境アセスメントの確定通知には処分性がないことと、原告には原告適格が認められないことに終始するものでした。

裁判長は被告に対し、原告が提出してきた書類への反論を5月の次次回期日の一週間前までに提出するよう指示しました。



1. 深刻な気候被害

準備書面6(1) 温室効果ガス排出による深刻な被害とその回避策を取るべき責務、本件発電所建設地周辺での気候災害は深刻さの増大、本件環境影響調査におけるその調査・予測の不備

この準備書面では、現在大気中のCO2が増加し、地球の気温が上昇していること、地球温暖化に伴い気候変動による被害がすでに現実になっていること、その科学的裏付けがあることを幅広く強調しています。例えば、世界全体の海洋は、ほぼ確実に1970年より弱まることなく昇温しており、気候システムにおける余剰熱の90%を超える熱を取り込んできたこと、1993年より海洋の昇温速度は2倍を超えて加速していること、海洋熱波は1982年から頻度が2倍に増大した可能性が非常に高く、その強度は増大していることなどが具体例としてあげられます。

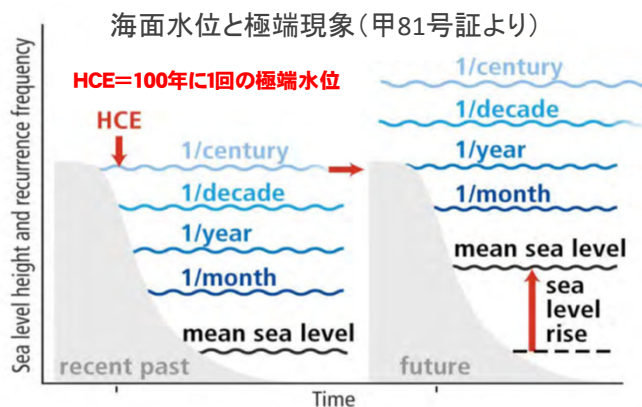
また下図のように、海水温の上昇による膨張や氷床の融解による海面水位の上昇と、海水温の昇温による熱帯低気圧などによってもたらされる海面水位の上昇が、極端現象の頻度を高めることになります。日本では、2040年～2060年には早くも、これまで100年

に1度であった極端な海面水位が毎年起こるというレポートとともに、原告らの多くが居住する地域においては、まさに、毎年、生命の危機に晒されることを意味します。

一方、近年日本で増えている気象災害は「記録的な大雨」であり、台風を伴うものも、そうでないものも含め、時間雨量、日降水量の記録が塗り替えられています。さらに、暴風、高波、高潮、竜巻も顕著となっています。さらに準備書面では、横須賀市・三浦市における気象データによる近年の豪雨の状況やその具体的被害についても詳細を示し、原告らの多くの住居は、土砂災害の危険が高い地域であるとしています。

しかしながら、本件環境影響評価手続きにおいては、台風・豪雨災害による土砂災害・水害のおそれを受けうる地域の地形・地質などの状況や、高温・熱波の気候災害被害を受けうる人の状況などの調査は、一切されていません。また、そうした被害が、本件新設発電所から排出される温室効果ガスによる地球温暖化の進行の結果どうなるかについての、予測・評価も、一切されていないのです。

このことから、環境影響評価法において、確保すべき目標である、環境基本法14条1号所定の「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」に重大な支障を及ぼすものであり、これらの調査・予測・評価をしないことは、重大な手続き的瑕疵であり、その点の是正を求めることが、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると結論づけています。



- ・海面水位の上昇は、満潮時や激しい暴風の際に生じる海面水位の極端現象の頻度を高める。
- ・100年に1回のペースで起きていた現象は多くの地域で今世紀半ばまでに毎年1回生じることになり、低平地沿岸域などでのリスクが高まる



第五期日報告：日本の海は温暖化で壊滅的な状況に

2. 深刻な漁業への影響

準備書面6(2) 温室効果ガス排出による、深刻な漁業への影響と、本件環境影響調査におけるその調査・予測の不備

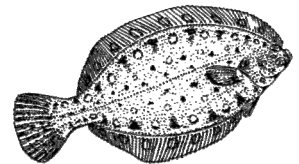
準備書面6(2)では、地球温暖化による水産漁業被害が増大している深刻な状況を明らかにするとともに、少なくとも本件新設発電所の環境アセスメント手続きを開始した2016年の時点までに、日本の魚介類の漁獲のうち、特にスルメイカ、カキ養殖、ノリ養殖、アワビ、アサリなどに深刻な影響を及ぼしていることが判明していました。また、今後の地球温暖化の進展によって、これらの漁獲量減少がさらに深刻なものとなることに加え、サケ、サンマ、ヒラメ、タイ、養殖ブリなどの減少まで生じることが同時点までに予測されていたことを主張しています。

一方、本件新設発電所周辺における海の深刻な状況も明らかです。準備書面では、東京湾及び三浦半島周辺における海水温の上昇、東京湾におけるマコガレイの減少、東京湾のノリ養殖の漁獲量の減少・走水における海苔養殖への影響、三浦半島における磯焼けとアワビ・サザエなどの漁獲の著しい減少、横須賀市秋谷における藻場の消滅とアワビ漁の消失など具体的に提示しています。今後、海水温が上昇することによって、カレイ類、ノリ養殖、アワビの減少はより深刻化し、それに、ヒラメ、タイなどの減少まで続いていく状況となることが予測されています。また、水温上昇により、貴重な生態系である、藻場が、江ノ島から葉山、さらに横須賀の秋谷、芦名、長井などにおい

て、ほぼ消失している状態が続いています。

本件環境影響評価においては、人々の食文化と密接に関係し、貴重な生活環境を構成している多用な魚貝の生息状況、並びに、その重要な生息環境としての、藻場及び浅場の自然海底(干潟など)について、本件新設発電所周囲20km以内の状況、少なくとも横須賀市域と三浦市域の状況を徹底して調査し、海水温の過去からの変化や、海水温の上昇が魚介類や藻場に及ぼす影響、地球温暖化による海水温上昇との複合的影響の予測・評価をするべきでしたが、なされていません。

準備書面では、このことが環境基本法14条1号所定の「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」に重大な支障を及ぼすものであるとし、これらの調査・予測・評価をしないことは、重大な手続き的瑕疵であり、その点の是正を求めることが、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると結論づけています。



3. 環境アセスでのずさんな代替案検討

準備書面6(3) 燃料種の選択に係る重大な瑕疵

準備書面6(3)では、代替案検討の問題を指摘しています。環境影響評価制度では、事業者に対し、事業の位置や規模などを決定する前の段階で、環境への影響とその回避策について検討することを義務付けています。事業内容が完全に固まっていない早期の段階で、複数案の比較検討を行うことが、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避するために必要不可欠だとされているからです。

本件では、燃料を石炭ではなく、例えば天然ガスにすればCO2排出量は約半減できたはずですが、しかし、環境影響評価では、計画配慮段階において天然ガスを燃料とするという選択肢について、何も調査、予測、評価も行っていない。これに対して方法書段階で、県審査会での審議、知事・市民・団体などから反対や説明の欠如・不足を指摘する意見が相次いでいましたが、事業者が追加的に記述したのは、「本計画で利用する燃料をLNGとするためには、LNG受入基地の

整備に伴い大規模な土地改変が必要になること等から、本計画では石炭を利用することにした。」という一方的で具体性が欠ける一文のみでした。

一連の経緯は、JERAが本件アセスをおこなう前から石炭を燃料とすることを決めており、燃料種の選択について真剣に検討する意思が全くなかったことを物語っています。それは本来環境アセスで行うべき「ベスト追求」とは程遠いものであり、環境影響評価制度の趣旨に真っ向から反するものです。

準備書面では、本件環境影響評価が、温室効果ガスの排出という極めて重大な環境への影響に関して、「適切な複数案」の検討を欠いたものであり、看過しえない重大な瑕疵があるものであるとし、被告が配慮書から準備書の段階で何ら適切な勧告等をおこなわなかっただけでなく、評価書に対して変更を命ずることなく本件確定通知を発したのは違法であると結論づけています。



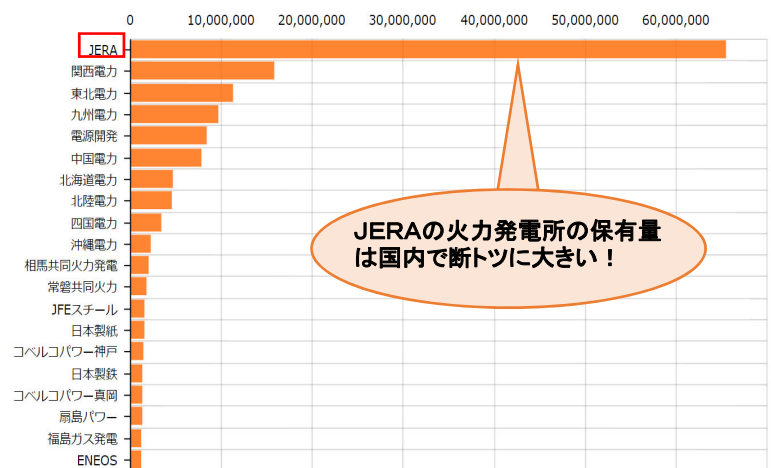
JERAが「ゼロエミッション2050」を発表 それでも横須賀石炭火力の建設は続けるの???

横須賀で石炭火力を建設中のJERAが今年10月、「ゼロエミッション2050」を発表し、「2050時点で国内外の当社事業から排出されるCO2の実質ゼロに挑戦する」との方針を示しました。

そのロードマップとして、「2030年までに当社の保有するすべての非効率な石炭火力発電所(超臨界以下)を停廃止することや、火力発電所における化石燃料とアンモニアや水素の混焼と、その混焼率を徐々に引き上げていくこと」と掲げています。しかし、これがなぜゼロエミッションへのチャレンジと言えるのでしょうか。ゼロエミッションを掲げるならまず真っ先にやるのが新規石炭火力の建設を止め、国内の火力を順次廃止することです。

石炭火力を考える東京湾の会は、これに対し次の声明を発表し、真のゼロを求めています。

全国の最大出力(火力)ランキング (出典:新電力ネット)



2020年10月16日

石炭火力を考える東京湾の会声明

JERA「ゼロエミッション2050」「JERA環境コミット2030」について ～本気で実現を目指すなら横須賀石炭火力の建設中止を～

2020年10月13日、(株)JERAはウェブサイトにて「2050年におけるゼロエミッションへの挑戦について」を公表しました。「国内最大の発電事業者として、低炭素社会の実現を積極的にリードしていく立場にあることから、これまでの取り組みを一層加速させるとともに、長期的に目指す姿を明確にすべく、「JERAゼロエミッション2050」を掲げることとしました」とされています。これまで、JERAでは長期的な方針を示していなかったため、今回はじめて2050年の「ゼロエミッション」を掲げたことは歓迎・評価したいと思います。

しかし、この内容を見ると、残念ながら、横須賀石炭火力発電所のように現在建設を進め2023年、2024年に稼働予定の計画を中止するといった方針が含まれていません。国連では、パリ協定の1.5℃目標を達成するには、2020年以降に新たな石炭火力を動かす余地はどこにもない、ということを示しています。また、1.5℃目標と整合する排出経路をたどるには、OECD諸国は2030年までには全ての石炭火力を全廃することが必須だとされています。もしJERAが「日本のみならず世界のエネルギー問題を解決していくグローバル企業」と自称するならば、こうした世界の要請に対して解となる石炭火力発電所への対応を示すべきです。

JERAの新たなロードマップでは、石炭火力に関して「2030年までに当社の保有するすべての非効率な石炭火力発電所(超臨界以下)を停廃止することや「火力発電所における化石燃料とアンモニアや水素の混焼と、その混焼率を徐々に引き上げていくこと」などを掲げています。しかし、そもそもJERAとして保有する「非効率な石炭火力」と言われる超臨界(SC)は1箇所しかなく、その他の火力は「混焼」を進めて維持するというのでは、2030年までに石炭をゼロにしなければならないという世界の要請からはあまりにもかけ離れています。

現在、横須賀の石炭火力発電所をめぐるのは、石炭火力を考える会のメンバーほか地元住民や漁業者が行政訴訟を提起し、裁判が進行中です。この間にも久里浜での工事は着々と進められており、気候変動を憂う市民はこの工事が止まることを心から願っています。また今年2月からは学生たちによるFridays For Future Yokosukaの活動もさかんに行われ、横須賀石炭火力発電所が将来世代の安定した気候の中で生きる権利を奪うものであることを訴えています。

私たちは、JERAが新規石炭火力発電所を含む火力発電所の建設を中止し、「2050年におけるゼロエミッション」が、さらに野心的な真のゼロエミッションに向けた方針に進化することを心より期待しています。



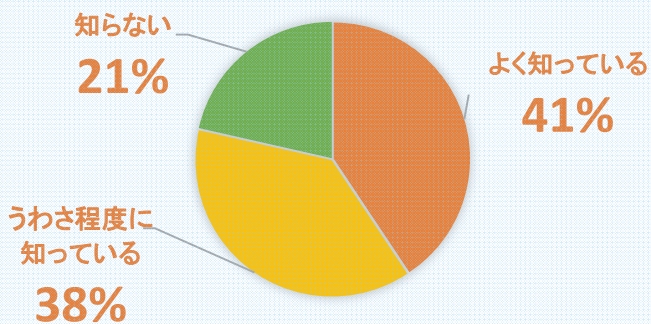
【レポート】ハイランド住民アンケート: 6割超の人が石炭火力に「反対」

横須賀市ハイランドの住民たちが、自主的に石炭火力発電所について住民アンケートを実施しました。ハイランドは、久里浜の石炭火力発電所からわずか2~3km圏内に位置し、標高が50~80m程度の小高い丘陵地で約3000世帯の住民が暮らしています。アンケートは3000枚ほど各世帯に配布し、397世帯から回答がありました。

この結果、石炭火力の計画を知らない人も2割ほどいて、地元でもまだ周知されていないことが改めて明らかになりました。また、回答者の大半が石炭火力発電所のばい煙や地球温暖化の問題に対し影響があると考えており、石炭火力発電所の建設に反対という人が63%に及ぶことも明らかになりました。以下はアンケート結果の概要です。

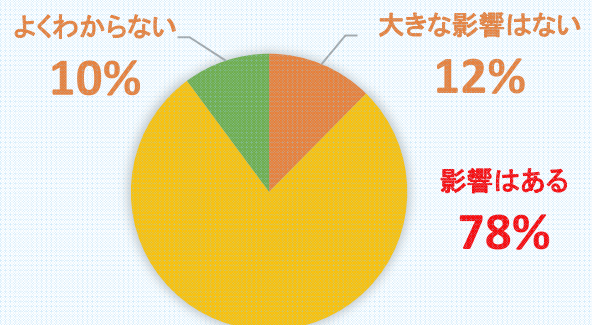
Q. 久里浜に石炭火力発電所が建設されているのをご存じですか

「よく知っている」、「うわさ程度に知っている」が79%を占め、「知らない」は21%となった。



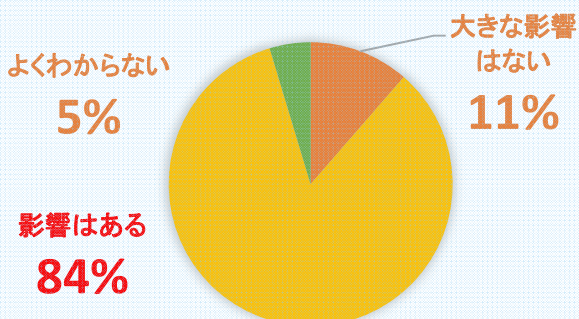
Q. 石炭火力のばい煙は健康や生活環境に害があると思いますか。

「影響はある」が78%となり、「大きな影響はない」、「よくわからない」を大幅に上回った。



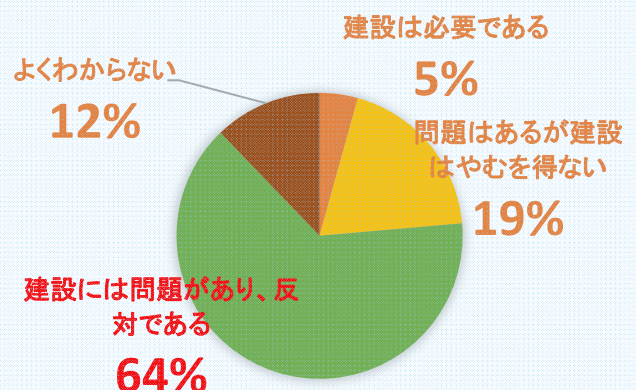
Q. 新たな石炭火力は温暖化や気候変動に影響すると思いますか

「影響はある」が84%と最も多く、「大きな影響はない」が11%、「よくわからない」は5%だった。



Q. 久里浜石炭火力発電所建設について、どうお考えですか。

「建設には問題があり、反対である」と回答した人が64%と最も多かった。



アンケートの結果から

397世帯の方にご協力いただいたアンケート結果からは、多くの人たちが石炭火力発電所は問題だと考えていることが明らかになりました。自由回答欄では、「時代に逆行する」「温暖化が進む中、火力発電所を建設すべきではない」といったコメントが多数集まっています。また、建設はやむを得ないと回答している人の中にも、「問題だと思うが、今さら止められない」というコメントもいくつか見られました。さらに、小泉環境大臣の足元でなぜ止められないのか、地元市議会議員はどう考えているのか、といった政治家の対応に対する意見も多くみられました。この結果の詳細はWEBサイトでも公開します。



発行: 横須賀石炭火力発電所訴訟原告団事務局 原告団長: 鈴木陸郎
連絡先: 〒239-0843 横須賀市津久井5-17-6 TEL: 046-847-3253
Email: nocoal.tokyobay@gmail.com
WEBサイト: <http://yokosukaclimatecase.jp>

【最新動向】容量市場の問題～石炭や原発を温存する補助金～

「容量市場」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。電力システム改革が進められる中で今年つくられた新しい電力市場です。容量市場とは、4年後の電源確保を目的に電源設備の供給力(kW)を取引するしくみですが、これが本当に問題だらけで、様々な批判があがっています。

今年7月、2024年(4年後)の電源設備を確保するために行われたオークションでは、1億6,769万kWという莫大な容量を確保し、14,137円/kWという極めて高額な価格で約定されました。全体の応札容量比率は、水力が揚水を含め20.7%、石炭24.6%、LNG42.3%、石油8%、原子力4.2%です。総額にして、2024年には経過措置をふまえ1兆5,987億円という規模です。2010年以前の発電設備で100万kWあたり66億円が電力会社に支払われます。

また、今回応札した石炭火力は4,126万kWにのびります。効率の悪い古い石炭火力を含むほぼ全ての国内の石炭火力が対象になると見込まれます。

一方、こうした電源確保のために支払う費用は、全て小売電気事業者、送配電事業者から徴収されます。その料金は電力料金に転嫁され、原発や石炭火力の電気を購入したくないと再エネ新電力に切り替えた消費者までもが、その維持費を支払わなければなりません。また、いわゆる“安定電源”を持たない再エネ新電力にとっては極めて不利な制度で、過重な負担となります。なぜなら、自前の“安定電源”を持つ大手の電力会社が容量市場で得た費用で容量抛出金を相殺できるのに対し、再エネ新電力にはそれができず、電力料金に加算するしかないからです。

このように、容量市場は気候変動対策、再生可能エネルギーの普及、電力自由化などの流れと矛盾し、極めて問題の大きなしくみです。今回のオークションの結果は「あまりに酷い」と国会でも問題にされています。抜本的な見直しが行われるべきでしょう。



活動報告

9月25日(金)はグローバル気候アクションの日。世界各地の若者が気候危機を訴え、様々なアクションを行いました。この日は、横須賀でもFridays For Future(未来のための金曜日、FFF)Yokosukaのメンバーが中心となり、(1)横須賀石炭火力発電所建設現場でのフォトアクション、(2)久里浜海岸でのフォトアクション、(3)横須賀中央駅Yデッキアクションを実施。横須賀石炭火力発電所の建設中止を訴えました。

また、8月1日(休日の場合は翌日)に本格工事を着工したことに抗議し、毎月1日を抗議活動デーとして、横須賀火力発電所前でのアクションを実施しています。



9/25 久里浜海岸にて、建設が依然すすむ横須賀石炭火力発電所を背景に考える会とFFFYokosukaのメンバーと一緒に建設中止を訴えました。

Japan Beyond Coal -石炭のない未来へ-

日本の石炭火力発電所を2030年までにゼロにしようという新しいキャンペーン“Japan Beyond Coal -石炭のない未来へ-”がスタートしました。

気候変動を加速する石炭火力の問題について最新情報をまとめ、発信しています。横須賀石炭火力発電所に関連するアクションなども紹介されています！TwitterやFACEBOOKをぜひフォローしよう！

<https://beyond-coal.jp>



編集後記

2050年ゼロエミッションの宣言が最近「トレンド」になってきてますが、私たちの足元では石炭火力の建設が進み、容量市場などで石炭に補助金が流れるしくみがつくれ、まるで矛盾してますね。世の中もっとシンプルに動いてほしいものです。(ももい)